

学校の I C T 環境整備の持続的・継続的な推進に関する意見書

現行の学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されている。また、小学校でのプログラミング教育が必修化されるなど、学習活動において積極的に I C T を活用することが重要となっている。

国は、G I G A スクール構想の実現に向けて、令和元年度から 1 人 1 台端末と高速通信ネットワークの集中的な整備を推進してきた。これを受け、学校現場では 1 人 1 台端末が整備され、活用が進められているが、早い時期に整備した地方公共団体では令和 6 年度中に一斉に更新時期を迎えることとなる。

本市でも、国からの地方財政措置や補助を受けて令和 3 年 7 月末に市立の全小中学校及び特別支援学校（小中学部）に 1 人 1 台、約 16 万 3000 台のタブレット型端末の整備を完了したが、令和 7 年度中には約 1 万 6000 台がリース契約の満期を迎え、令和 8 年度中には残りの約 14 万 7000 台が更新時期を迎えることから、タブレット型端末の更新準備等に早期に着手していく必要がある。またそれと同時に、小中学校及び特別支援学校（小中学部）の新 1 年生に対しては、毎年新品の端末を貸与できるような仕組みも強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、学校の I C T 環境整備を持続的・継続的に進めていくことができるよう、今後の方針やスケジュール等について早期に示すとともに、導入した全てのタブレット型端末に係る更新経費、ランニングコスト及び新 1 年生に新品の端末を貸与できるような仕組みの構築に係る経費など十分な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 6 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣 デジタル大臣		